

➤ 「佐賀銀行カードローン」及び「カードローン“スマートSabio”」の当座貸越約定書の改定について

2020年12月10日

お客さま各位

株式会社 佐賀銀行

「佐賀銀行カードローン」及び「カードローン“スマートSabio”」の
当座貸越約定書の改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび弊行では、2021年1月7日（木）から、「佐賀銀行カードローン」及び「カードローン“スマートSabio”」の当座貸越約定書の第2条および第10条、第19条、第22条を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。なお、既にお取引いただいているお客さまにも改定後の取引約定を適用いたします。

当行は、今後もご満足いただける商品の提供・サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 改定内容（佐賀銀行カードローン及びカードローン“スマートSabio”共通）

（1）第2条（取引方法）

現行	改定後
2.本取引は、カードおよび現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という)を使用する当座貸越とします。 3.カードおよび支払機の取扱いについては、貴行所定のさぎんカードローン規定によるものとします。	2.本取引は、カード、 <u>現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む。以下「ATM」という)、または貴行所定のアプリ</u> を使用する当座貸越とします。 3.カードおよびATMの取扱いについては、貴行所定の <u>さぎんローンカード規定</u> によるものとします。

（2）第10条（随時返済）

現行	改定後
2. 第1項の随時返済は、カードを使用し支払機により行うこととします。	2. 第1項の随時返済は、カードを使用しATMにより行うこととします。 <u>ただし、貴行所定のアプリで行うこともできることとします。</u>

（3）第19条（危険負担、免責条項等）

現行	改定後
2.諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。	2.諸届その他の書類の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造・変造・盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。 <u>貴行所定のアプリに関するユーザーIDおよびパスワード等が所定の記録と照合された場合も同様とします。</u>

（4）第22条（債権証書の不交付）

現行	改定後
私は、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、本契約書（本契約書に付随する変更契約書等を含む）が返還されなくても異議を述べません。	私は、 <u>貴行にこの契約に係る契約書（当該契約書に付随する変更契約書等を含む）を差し入れている場合において、全額弁済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、当該契約書が返還されなくても異議を述べません。</u>

2. 改定実施日

2021年1月7日（木）より

以上